平成２３年（フ）第１６８９号
横浜市磯子区磯子６丁目40番３―708号
債務者　市川　賢一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９３号
横浜市保土ケ谷区仏向町617番地
債務者　原　雄一郎
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０６号
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目17番22号　ハイツアドニスＢ―101
債務者　笠原　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第７６９号
茨城県水戸市見川２丁目3080番地の１Ａ号、住民票上の住所茨城県つくば市沼田1325番地
破産者　根本　憲二（旧姓星野）
1　主文　当裁判所が平成23年６月３日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「星野　憲二」とあるのを「根本　憲二（旧姓星野）」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月27日
水戸地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２５号
北海道厚岸郡厚岸町真栄３丁目16番地
破産者　厚岸冷蔵株式会社
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２７１号
埼玉県川越市大字古谷上5893番地10
破産者　有限会社藤商梱包
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２７号
千葉市稲毛区黒砂１丁目14番８号　アーデル西千葉403号、開始決定時の住所千葉県八街市文違301番地4196
破産者　椿豊こと　湯　　坤生
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８３号
千葉県四街道市もねの里３丁目17番28号
破産者　加島　忠史
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８４号
東京都江東区塩浜２丁目17番７号
破産者　有限会社ダイチクリエイト
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第７９６６号
東京都江戸川区松江５丁目20―22―401、開始決定時の住所東京都品川区北品川３丁目６―47―103
破産者　長谷川和男
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５号
長野県千曲市大字森1489番地
破産者　西村商事株式会社
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３２４４号
名古屋市瑞穂区上坂町１丁目12番地
破産者　山本あゆみ（旧姓鵜飼）
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２７１号
名古屋市北区丸新町227番地
破産者　有限会社奥岨石工
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６０号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字小坂4085番地70
破産者　中京リース株式会社
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字中目52番地
破産者　有限会社エル・ファクトリー
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第５０５号
秋田市仁井田目長田３丁目351番地４
破産者　リファインパーツ松屋こと　有限会社秋田マイカープラザ
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４４３号
横浜市中区山下町279番地
破産者　株式会社横浜港商
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４号
岐阜県海津市海津町福江1501番地13
破産者　有限会社榊原機工
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
静岡県磐田市豊浜中野1226番地の１
破産者　有限会社加藤設備
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
奈良県吉野郡大淀町大字越部50番地
破産者　株式会社谷本工務店
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部